

○琵琶湖森林づくり県民税条例

平成17年7月15日

滋賀県条例第40号

(趣旨)

第1条 この条例は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策に要する経費の財源を確保するため、琵琶湖森林づくり県民税として、県民税の均等割の税率について滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。）の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、同条に定める額に800円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 県税条例第29条第1項に規定する法人の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める額に、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 県税条例第29条第1項第1号に掲げる法人 年額 2,200円
- (2) 県税条例第29条第1項第2号に掲げる法人 年額 5,500円
- (3) 県税条例第29条第1項第3号に掲げる法人 年額 14,300円
- (4) 県税条例第29条第1項第4号に掲げる法人 年額 59,400円
- (5) 県税条例第29条第1項第5号に掲げる法人 年額 88,000円

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第29条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）第3条第1項」とする。

(使途)

第4条 知事は、琵琶湖森林づくり県民税を、第1条の施策であって、森林経営管理法（平成30年法律第35号）の規定に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施するもの以外のもので知事が別に定めるものに要

する経費に充てるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2～5 省略

(検討)

6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（令和2年滋賀県条例第56号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものを定める要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）第4条の規定を踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税の使途の対象となる施策を定めるものとする。

### (使途)

第2条 琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものは、次の各号に掲げる施策とする。

- (1) 適切な森林管理等を行うことで、生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づくりを目指す施策
- (2) 琵琶湖の保全・再生の視点に立ち、水源涵養等の多面的機能の持続的発揮に向けた、新たな世代の森林づくりを行う施策
- (3) 間伐材を搬出・利用することで地球温暖化防止に貢献する施策
- (4) 荒廃している里山を手入れし、防災・獣害防止機能を高める施策
- (5) 県民の森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や琵琶湖森林づくり県民税への理解と関心を高める施策
- (6) 地域住民、森林所有者などが協働して取り組む里山の保全や森林資源の利活用により、山村の活性化を推進する施策
- (7) 木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、県産木材の普及啓発を行う施策
- (8) 木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てる施策

### 付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 琵琶湖森林づくり県民税の創設・改正の経緯等

### 琵琶湖森林づくり県民税の創設（平成 18 年度）

1. 「滋賀県の森林・林業のあり方」専門調査会の設置（平成 15 年 4 月）
  - 社会経済情勢の変化に伴う県民と森林との関係の希薄化、安価な外材の輸入圧力による木材価格の低下、国産材需要の伸び悩みなど、森林林業を巡る経営環境の変化は、長期にわたる構造的な林業不振を招き、森林所有者の森林経営意欲の低下と管理放棄森林の増加をもたらしていた。
  - 一方で、森林は木材など林産物の生産の場としてだけでなく、水源かん養、国土保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止、レクリエーションや環境教育の場として、多面的な機能を発揮することが求められるなど、住民の森林に対する要求、期待は多様化していた。
  - このような状況にあって、知事から森林審議会に滋賀県の森林・林業のあり方について諮問され、これに対し専門的かつ広範な分野から意見、提案を行う組織として、森林審議会に専門調査会が設置された。

### 2. 当時の状況と課題

状況	課題
・ 滋賀県の森林の 92%が民有林であり、その約 6 割が天然林である。	・ 人工林だけでなく天然林の整備方針が必要。
・ 人工林については、主伐期とされている 8 齢級（樹齢 40 年）より前のものが多く、間伐などの手入れが不可欠であるが、手入れが行き届いていない。 ・ 適正に管理されてきた景観的にも優れた美林が存在する一方で、適地適木の原則に外れた成績の悪い人工林もある。	・ 森林の現状を見極め、それぞれの状況に応じた適正な人工林整備方針が必要。
・ 滋賀県の素材生産量は、昭和 56 年をピークに減少を続け、平成 13 年度には 3 割以下となっている。	・ 森林資源の利活用について、資源循環社会や二酸化炭素の固定という視点から早急に取り組む必要。 ・ 森林の持つ公益的機能の発揮のためには継続した森林整備が必要。 ・ 従来の木材生産を中心とした林業、木材産業の振興という視点とは違った森林政策を展開することが必要。
・ 森林の環境保全の機能に対する県民の期待は高い。 ・ 森林整備費用を県民全体で負担することについて県民の 62%が賛成。	・ 環境保全を前面に打ち出した公的な森林整備を実施するためには、都市型住民の理解を得ることと、都市型住民が森林整備に参加できる仕組みの整備が必要。

### 3. 「滋賀県の森林・林業のあり方について」答申（平成15年11月）

#### (1) 今後の森林・林業のあり方についての基本的な考え方

##### ① 森林の多面的機能の持続的発揮に重点を置いた森林づくり

- ・ 森林は、木材生産の場だけではなく、琵琶湖の水源かん養や県土保全、二酸化炭素吸収・固定し地球温暖化を防止する機能など様々な機能（多面的機能という。）を有しており、これまでの木材生産を主目的とした林業施策から、森林の多面的機能の持続的発揮に重点を置いた森林・林業施策へと転換していかなければならない。

##### ② 県民全体で支える森林づくり

- ・ これまでは、木材生産を主目的とした林業施策の中で、森林所有者による森林整備が行われてきたが、森林の多面的機能を通して県民は計り知れない恵みを楽しんでいることから、森林は県民全体の大切な財産（公共財）であるとの認識に立ち、森林整備を森林所有者にのみ任せるとはならず、県民全体で守り育てていく必要がある。

#### (2) 新たな取り組みの方向とその主な内容

##### ① 琵琶湖との関係を重視した滋賀県らしい森林づくり

- ・ 水源かん養機能を重視した多様な森林づくり
- ・ 公的関与による森林整備の推進

##### ② 県民全体で支える森林づくり

- ・ 地域の森林づくりに地域住民や森林所有者等の意見が反映される仕組みづくり
- ・ 県民協働で森林を守り育てる取り組みの推進
- ・ びわ湖水源のもりの日、びわ湖水源のもり運動月間の制定

##### ③ 森林資源を活用した新しい木の文化づくり

- ・ 木質バイオマスエネルギーなど21世紀の新しい木材利用の推進
- ・ 公共事業などでの県産材の活用の推進、情報システムの整備

##### ④ 次代の森林を支える人づくり

- ・ 環境学習の充実
- ・ 担い手としての森林組合の活性化

(3) 新しい提案

- ① 新たな森林・林業施策の基本的な枠組みを定めた条例の制定
- ・ 今後の県の森林・林業施策の基本的な枠組みの一層の明確化
  - ・ 県の実効性ある施策をより確実に推進するとともに、将来に向かって継続的に推進するための法的な担保が必要



琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年滋賀県条例第 2 号）の制定

- ② 県民による新たな費用負担についての検討
- ・ 森林の多面的機能の持続的発揮を図るための新たな施策を展開するためには、安定的な新たな財源が必要
  - ・ 県民は、森林から計り知れない恵みを享受しており、森林整備を森林所有者にのみ任せるのではなく、県民による費用負担が必要
  - ・ 手法として、「新たな税の創設」、「県民等の募金や寄附」が考えられるが、それぞれの長所を生かした多面的な財源確保策の検討が必要
  - ・ 費用負担の検討や具体化に向けては、県民の理解が不可欠



「滋賀県森林づくりの費用負担を考える懇話会」による検討

4. 「滋賀県森林づくりの費用負担を考える懇話会」の提言（平成 16 年 12 月）
- 平成 16 年 4 月に学識経験者や県民の代表 7 名で構成される「森林づくりの費用負担を考える懇話会」を設置し、8 回の会議と県民との意見交換会を大津市と彦根市で開催するなど、幅広い視点から慎重に議論を重ね、提言を取りまとめ。

(1) 費用負担の考え方

- ・ 琵琶湖森林づくり条例の基本理念（※）を踏まえ、滋賀にふさわしい環境重視と県民協働で取り組む森林づくりは、これまでの木材生産を軸とした林業施策の体系には含まれない新たな視点に立った施策であり、その事業効果は広く県民全体に及び公益性が高い施策であることから、その必要な費用は、森林から多くの恵みを享受している県民全体に新たな負担を求めることが妥当。

- ・ 新たな負担により、県民の森林に対する理解が深まり、積極的に森林づくりに参画しようとする意識の醸成に資する。

※ 琵琶湖森林づくり条例（抄）

（基本理念）

第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

（基本計画）

第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3～6 略

(2) 新たな森林づくりの具体的な施策展開と必要な事業費

① 環境を重視した森林づくりのための事業

- ・ 森林の公益的機能が高度に発揮されるよう、環境を重視した森林づくりを推進

② 県民協働による森林づくりのための事業

- ・ 県民一人ひとりが森林の恵みを再認識し、森林に対する理解と関心を深め、主体的な参画のもと協働による森林づくりの推進

### ③ 新たな森林づくりに必要な事業費の算定

- ・ 環境を重視した森林づくりのための事業 2.8億円程度
- ・ 県民協働による森林づくりのための事業 3.2億円程度

## (3) 費用負担の仕組み

### ① 費用負担の手法

- ・ 負担金、寄付金および税について検討
- ・ 森林の持つ公益的機能は県民に広く恩恵をもたらしていること、またこれらの恩恵を受けている全ての県民が共同して負担していくべきとの考えから、「税方式」が最適

### ② 課税の仕組み

- ・ 新税（法定外目的税）および既存税制活用について検討
- ・ 県民に広く負担を求める点で平等、既存税制の活用により仕組みが簡便、徴税コストも安価、低所得者への配慮が可能なことから、「県民税均等割超過課税方式」が最適

### ③ 透明性の確保と県民の参画

#### ア 会計処理上の明確化

- ・ 特別会計の設置および基金の活用について検討
- ・ 税収および使途が明確化されること、新たな森林事業を既存の事業と連携して行うことが容易であること、施策全体が同じ一般会計に網羅され通観できるため、県の森林事業全体が分かりやすくなることから、「基金の活用」が適当

#### イ 事業過程の透明性の確保と県民の参画

- ・ 事業過程の透明性を確保するため、滋賀県森林審議会などが事業効果、施策の方向性、適正な執行等についてチェックすることが大切
- ・ 新たな森林づくりの施策の策定に県民が参画できる仕組みを検討することが必要

### ④ 税率

- ・ 個人・法人を同額とする方法、個人・法人を同率とする方法、個人と法人の県民税の税収割合（個人：法人＝3：1）を考慮して定率とする方法について検討
- ・ 現行の制度が個人と法人の負担水準に差を設けていることから超過税率の設定についても個人と法人の負担額に差を設けることが合理的であること、法人と個人の負担額に一定の差を設けつつ、同時にその差が極端にならないように赤字法人等への配慮が必要であることなどを考慮すると、「個人と法人の税収割合を考慮して定率とする方法」が妥当

個人と法人の税収割合を考慮して定率とする方法による課税額

区分	標準税率	超過税率	課税額
個人	1,000 円	800 円	469 百万円
法人			
資本等の金額による区分			
50 億円超	800,000 円	88,000 円	149 百万円
10 億円超 50 億円以下	540,000 円	59,400 円	
1 億円超 10 億円以下	130,000 円	14,300 円	
1 千万円超 1 億円以下	50,000 円	5,500 円	
1 千万円以下	20,000 円	2,200 円	
合計			618 百万円

⑤ 税制度の見直し

- ・ 琵琶湖森林づくり条例に基づき定める琵琶湖森林づくり基本計画の戦略プロジェクトが5年間の目標量を定めた計画となっていることを踏まえ、税制度についても、施行後5年を目途として、新たな施策の事業効果や森林を取り巻く状況、財政需要の状況等を見極めた上で、制度の点検・見直しが必要

5. 県民への説明（平成 17 年 1 月～4 月）

- 懇話会の提言を受け、県民との意見交換会、経済団体との連絡調整会、県民フォーラム等を実施。
- 主な意見とそれに対する県の説明は以下のとおり。

意見	県の説明
・ 既存の一般財源で賄うべき。	・ これまでの木材生産を軸とした林業施策の体系には含まれない新たな視点に立った施策のため、新たな負担を求め

意見	県の説明
	<p>ることが適当と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな負担は、県民意識の醸成に繋がるものとする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下流域にも負担を求めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀の森林の恩恵は滋賀県民が一番に受けることから、まずは県民に負担をお願いしたい。</li> <li>・下流については、これからは淀川流域という流域単位で森林整備のあり方を協議していきたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで森林所有者が森林を放置してきた責任はどうなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業が成り立たなくなったのは、社会的状況の変化によるものであり、森林所有者の責任とは言えないと考える。</li> <li>・森林所有者には、環境のために森林づくりが必要であることを説明し、協力を求めたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・税で森林所有者の財産形成を行うことにならないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産を目的としない部分、環境に特化した部分に充当する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率が他県と比較して高いのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県の森林においてどれだけ事業費が必要なのかということから検討した結果である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年6億円の財源で森林整備が進むのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6億円は、琵琶湖森林づくり基本計画（案）の目標事業量などを踏まえて試算された単年度の事業費である。</li> <li>・木材生産を目的とするものは従来施策で取り組み、環境だけを重視する部分は、今回の新たな負担で重点的にやっていきたい。</li> </ul>

#### 6. 「琵琶湖森林づくり県民税条例」の制定（平成17年7月）

- 平成17年6月議会に「琵琶湖森林づくり県民税条例案」を上程・可決。
- 代表質問で行った主な答弁は以下のとおり。

質問	答弁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新税方式を採用した理由如何。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな森林づくりは、行財政改革を断行する中であっても緊急かつ継続して推進していくことが求められることから、安定した財源を確保していく必要があるため。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな税負担は、県民生活の活力を阻害することも考えられ、慎重の上にも慎重を期すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、新たな行政課題が生じ、そのために税負担が必要となった場合に、均等割に安易に上乗せするということは、県民の理解が得られないため、慎重な検討・判断が求められるものとする。</li> </ul>

## 琵琶湖森林づくり県民税の見直し検討（平成 22 年度）

### 1. 琵琶湖森林づくり県民税の用途の基本的な考え方等についての森林審議会意見（平成 21 年 11 月）

○ 森林審議会において、琵琶湖森林づくり基本計画の戦略プロジェクト（5年毎の中期的目標）の見直しと併せて、琵琶湖森林づくり県民税の用途の基本的な考え方についても議論が行われ、琵琶湖森林づくり基本計画見直しの答申に併せて次のとおり付帯意見が出された。

- ① 県民税を活用した事業については、森林審議会では毎年点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要。
- ② 森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行税制度の考え方を基本としながら、県民税の用途を見直すことが必要。
- ③ 県民税事業の見直しにあたっては、当初に県民税を導入した哲学を踏まえることが基本であり、単に財源不足を理由に県民税を充当する事業を拡充すべきではない。
- ④ 基本計画戦略プロジェクトの諸施策の推進・進捗を図るうえで、事業拡大を進めるための県民税事業の趣旨に合致した国の補助事業の取込み、地球温暖化防止を一層推進するための森林所有者への支援や県産材の利活用、さらに森林被害防止のためのニホンジカ対策などについて、県民税全体のバランスを考慮するなど取り扱いに注意し、緊急に取り組んでいくことは妥当。
- ⑥ 公的に管理された森林については、原則として県民税を充当することはなじまないが、私有林と併せて一体的に森林整備を進めることが適切な場合などについては、特例的に県民税事業の対象となりうる場合があると考えられる。

### 2. 「琵琶湖森林づくり県民税条例改正検討会」の報告（平成 22 年 11 月）

○ 平成 22 年 5 月に学識経験者や森林審議会委員など 8 名（うち県職員 2 名）で構成される「琵琶湖森林づくり県民税条例改正検討会」を設置。条例の見直しの必要性について検討を行い、「これからの『琵琶湖森林づくり県民税』について」として報告。

- (1) 森林審議会において、琵琶湖森林づくり事業として新たに実施することが妥当とされた事業（※）に県民税を充当することについて
  - ・ 当事業に県民税を充当することは適当。

- ・ ただし、県民税は目的税的な意味合いの強い税であることから、新たに充当事業を導入する場合は、事業内容を精査し、十分に説明する必要。

※ 琵琶湖森林づくり事業として新たに実施することが妥当とされた事業

- ① 県民税事業の趣旨に合致した国の補助事業の取り込み
- ② 地球温暖化防止を一層推進するための森林所有者への支援や県産材の活用
- ③ 森林被害防止のためのニホンジカ対策

(2) 琵琶湖森林づくり基本計画に係る戦略プロジェクトの見直しに伴う県民税条例第1条（趣旨）の改正の必要性について

- ・ 新たに実施する事業も当条例の趣旨の範囲内と判断されることなどから、第1条を改正する必要はない。

(3) 現行の課税制度改正の必要性について

- ・ 現行方式において県民税の目的や運用に特別な不都合が生じていないこと、現行制度に替えて目的税方式とした場合、コスト面でのデメリットが依然としてあることなどから、現行の課税制度を継続することが適当。

(4) 現行の税率改正の必要性について

- ・ 基金積立の活用により、現行の税率のままだでも、戦略プロジェクト見直し後の事業規模を一定期間維持することが可能であることから、現段階では、現行の税率を継続するのが適当。

(5) 県民税条例の次の見直し検討時期について

- ・ 改正条例の施行後5年を目途に見直しを検討することが適当。
- ・ ただし、当条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを検討することが適当。

3. 琵琶湖森林づくり県民税条例の改正（平成22年12月）

- 検討会の報告を踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税を現行制度のまま継続し、次回の見直し時期は5年後を目途とすることとした。
- 条例の見直し時期を規定している付則第6条の改正条例案を平成22年11月議会に上程・可決。

## 琵琶湖森林づくり県民税の見直し検討（平成 27 年度～平成 28 年度）

1. 琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方等についての森林審議会意見（平成 27 年 8 月）
  - 森林審議会において、琵琶湖森林づくり基本計画の戦略プロジェクト（5 年毎の中期的目標）の見直しと併せて、琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方についても議論が行われ、琵琶湖森林づくり基本計画見直しの答申に併せて次のとおり付帯意見が出された。
    - ① 県民税を活用した事業については、森林審議会ですべて毎年点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要。
    - ② 森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行税制度の考え方を基本としながら、県民税の使途を見直すことが必要。
    - ③ 県民税事業の見直しにあたっては、当初に県民税を導入した哲学を踏まえることが基本であり、単に財源不足を理由に県民税を充当する事業を拡充すべきではない。
    - ④ 琵琶湖森林づくり基本計画の諸施策の推進・進捗を図るために事業を拡大する際には、県民税事業の趣旨に合致したものとするとともに、県民税事業全体の規模とバランスを考慮するなど取り扱いに注意したうえで、引き続き取り組んでいくことが妥当。
    - ⑤ 県民税の使途について、これまで行われてきた議論を踏まえて、下記の点についても留意。
      - ・ 県民税事業は従来事業と明確に区分することが重要。
      - ・ 収益に直接関わる部分への助成などは避けるべき。
      - ・ 公的に管理された森林には管理するための税がすでに投入されていることから、その整備等に県民税を充当することは望ましくない。
      - ・ 造林公社が管理する森林は、分収林契約による林業経営を目的としていることから、県民税事業の対象にはなじまない。

## 2. 「琵琶湖森林づくり県民税条例検討会」の意見（平成 28 年 4 月）

- 平成 27 年 10 月に学識経験者や森林審議会委員など 6 名で構成される「琵琶湖森林づくり県民税条例検討会」を設置し、条例の見直しの必要性について意見聴取を行った。

### (1) 森林審議会での県民税の使途の考え方および平成 27 年度以降の事業内容等に関する意見

- ・ 創設時の理念に照らして県民税充当事業と一般財源充当事業とをしっかりと区別することが必要。
- ・ 琵琶湖森林づくり事業の効果について県民が実感できるような事業を展開していくことが必要。
- ・ 一般財源で林業振興により自立的に森林づくりが行われるよう支援し、将来的に県民税が縮小する方向へ移行するよう好循環を作っていくことが必要。
- ・ 国の税制改正や「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」などの動向に留意し、琵琶湖森林づくり事業との整合性に関して注視していくことが必要。
- ・ 琵琶湖森林づくり事業の認知度を高めるため、効果的な方法の検討と制度の周知を行っていくことが必要。

### (2) 現行の課税方式（県民税均等割超過課税方式）に関する意見

- ・ 琵琶湖森林づくり事業については、今後も継続することが必要とされており、その財源を確保するため、他に財源がない限りは、税によることが必要。
- ・ 税による場合は、現行の県民税均等割超過課税方式を継続することは適当。
- ・ 県民税の認知度を高めるため、効果的な方法の検討と制度の周知を行っていくことが必要。

### (3) 税率に関する意見

- ・ 基金累計残額の活用により、現行の税率のままだでも、琵琶湖森林づくり事業を一定期間維持することが可能であり、また、種々の状況も考慮し、現段階では、現行の税率を維持することは適当。
- ・ 琵琶湖森林づくり事業について、国の動き等により他の財源が担保されたり、林業振興により自立的に森林づくりが行われたりするようになることで県民税充当額を縮小できる場合等は、税率の引き下げなども考えられる。

- ・ 琵琶湖森林づくり基本計画の最終年度である 2020 年度においては、必要な事業を効果的に遂行する結果として、基金積立の残額は残らないものと見込まれる。

(4) 次回の検討時期に関する意見

- ・ 一定の検討期間の確保を前提に、森林審議会における 2021 年度以降の事業計画の方向性に係る議論と並行して、県民税条例についても検討することが必要。
- ・ 県民税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要に応じて、その規定について検討を加えることが適当。

3. 琵琶湖森林づくり県民税条例の改正（平成 28 年 10 月）

- 検討会での意見交換を踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税を現行制度のまま継続することとした。
- 次回の見直し時期については、森林審議会における次期基本計画の方向性に係る議論と並行して検討するため、4 年後を目途とすることとした。
- 条例の見直し時期を規定している付則第 6 条の改正条例案を平成 28 年 9 月議会に上程・可決。

## 森林環境税・森林環境譲与税の創設等に伴う見直し（平成30年度）

### 1. 経緯

- 近年、本県における森林を取り巻く環境は大きく変化しており、ニホンジカの食害による表土流出、台風等による風倒木・土砂流出、森林・林業・山村の一体的な振興を目指す「やまの健康」の取組など、琵琶湖森林づくり県民税の導入時には想定していなかった新たな課題が顕在化してきた。
- また、国において、全国的な見地から、森林整備について新たに森林現場や所有者に近い市町村の主体的な役割を明確化し、公的主体による関与を強化する森林経営管理法が制定されるとともに、これを踏まえて市町村が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税・森林環境譲与税が創設された。
- 本県における森林づくりに係る新たな課題への対応が求められていること、また、森林経営管理法の施行および森林環境譲与税の譲与が令和元年度からとなっていることを踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税の使途について見直すとともにこれを明らかにすることとした。

### 2. 琵琶湖森林づくり県民税条例の改正（平成31年3月）

- 琵琶湖森林づくり県民税条例に第4条（使途）を追加し、以下のとおり改正する条例案を平成31年2月議会に上程・可決。
  - (1) 森林環境譲与税は、森林経営管理法の規定に基づき市町が実施する施策の支援・当該施策の円滑な実施に資するために本県が実施する施策に充当することとし、琵琶湖森林づくり県民税は、それ以外の施策で知事が別に定めるものに充当。

### 3. 琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものを定める要綱を制定（平成31年4月）

- 要綱を制定し、琵琶湖森林づくり県民税の使途の対象となる施策を定める。
  - (1) ニホンジカの食害による表土流出、台風等による風倒木・土砂流出等、新たに顕在化した課題に対応するため、琵琶湖森林づくり県民税の充当事業を拡大。

### 4. 琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税の使途に関する基本方針を策定（平成31年4月）

- 県民税使途の見直しに伴い、県と市町における県民税と譲与税の使途を整理して、わかりやすく示すために基本方針を策定。

## 琵琶湖森林づくり県民税の見直し検討（令和元年度～令和２年度）

1. 琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方等についての森林審議会意見（令和２年１月）
  - 森林審議会において、琵琶湖森林づくり基本計画（第２期）の策定と併せて、琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方についても議論が行われ、琵琶湖森林づくり基本計画見直しの答申に併せて次のとおり付帯意見が出された。
    - ① 県民税を活用した事業については、森林審議会ですべて毎年点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要。
    - ② 森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行税制度の考え方を基本としながら、県民税の使途を見直すことが必要。
    - ③ 県民税事業の見直しにあたっては、当初に県民税を導入した哲学を踏まえることが基本であり、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることが不可欠であり、単に財源不足を理由に県民税を充当する事業を拡充すべきではない。
    - ④ 琵琶湖森林づくり基本計画の諸施策の推進・進捗を図るために事業を拡大する際には、県民税事業の趣旨に合致したものとするとともに、県民税事業全体の規模とバランスを考慮するなど取り扱いに注意したうえで、引き続き取り組んでいくことが妥当。
    - ⑤ 県民税の使途について、これまで行われてきた議論を踏まえて、下記の点についても留意。
      - ・ 県民税事業は従来事業と明確に区分することが重要。
      - ・ 収益に直接関わる部分への助成などは避けるべき。
      - ・ 公的に管理された森林には管理するための税がすでに投入されていることから、その整備等に県民税を充当することは望ましくない。
      - ・ 造林公社が管理する森林は、分収林契約による林業経営を目的としていることから、県民税事業の対象にはなじまない。ただし、奥地などの条件不利によって、採算が取れないことを理由に施策を行わない分収林については、この限りではない。

## 2. 「税制審議会」の答申（令和2年7月）

○ 令和元年11月に「税制審議会」へ諮問を行い、下記のとおり答申された。

### (1) 県民税の評価

- ・ 本県の森林を取り巻く課題に対応し、第2期基本計画に掲げる目標を達成するためには、引き続き財源の確保が必要であることから、県民税は継続することが適当。

### (2) 使途

- ・ これまで県民税を活用して取り組んできた事業は、第2期基本計画においても概ね継続実施されるため、使途については、基本的に現行の事業を継続することが適当。
- ・ その上で、近年顕在化してきた、気象災害の頻発による風倒木等の被害の増加や森林づくりの基盤となる農山村の活性化などの新たな課題への対応や採算が取れない分収林の環境林化についても、県民税を導入した際の哲学を踏まえ、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることを前提に、県民税の充当対象とすることが適当。
- ・ 県民税と譲与税の使途について、譲与税は創設経緯を踏まえ森林管理法に基づく施策に充当し、県民税は譲与税と使途が重複しないよう、森林管理法に基づく施策以外の県独自の施策に充当するものと整理しているが、今後もこの整理によって使い分けていくことが適当。その際、県民税ならびに滋賀県および市町の譲与税が、県全体として最も効果的かつ効率的に活用されるよう、県と市町間で適切に調整を行うことが必要。
- ・ 県民税と譲与税の使途は原則的に重複しないことが望ましいが、相応の公益性および必要性が認められる場合には、県民税と譲与税を併せて活用することも検討すべき。

### (3) 課税方式

- ・ 県民税の導入以来、特に不都合は生じておらず、現行の「住民税均等割超過課税方式」および「基金積立方式」を継続することが適当。

### (4) 税率設定

- ・ 県民税事業の事業費と基金積立額を均衡させるためには、税率を引き上げる必要があるが、森林環境税・譲与税の創設が行われたばかりであり、基金

累計残額の活用により一定期間事業を維持することが可能であることから、現時点では、現行の税率を維持することが適当。

(5) 次回の見直しの検討時期

- ・ 滋賀県森林審議会の考えと滋賀県税制審議会の考えが異なった場合にその調整が行いやすいこと、県民の立場から、基本計画の見直しと県民税の見直しの検討について同時に知ることができ、それぞれの関連性をより理解しやすくなるなどのメリットがあることから、これまでと同様、県民税の見直しの検討は、基本計画の見直しと同時期に行うことが適当。
- ・ ただし、社会経済情勢の変化や基金の状況によっては、県民税の見直しの検討時期を基本計画よりも前倒しすることも視野に入れるべき。

(6) 県民税事業の実施における課題

- ・ 県民税の認知度の低さは、創設以来の課題であり、認知度の向上を図ることが必要。
- ・ 県は、市町で不足する専門人材の育成など、市町の体制整備が整うまでの間は、実務面の支援を行うことが適当。
- ・ 一部の市町において、譲与税の金額が僅少であることなどを理由に基金に積み立てられている状況だが、森林現場における諸問題にはできる限り早期に対応する必要があることから、市町に早期の活用を促すとともに、必要な支援を行うことが適当。

3. 琵琶湖森林づくり県民税条例の改正（令和2年12月）

- 審議会の答申を踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税を現行制度のまま継続することとした。
- 次回の見直し時期については、森林審議会における基本計画の5年ごとの実施計画である戦略プロジェクトの見直しに係る議論と並行して検討するため、5年後を目途とすることとした。
- 条例の見直し時期を規定している付則第6条の改正条例案を令和2年11月議会に上程・可決。